

安全マネジメントのご案内

平成 18 年 10 月から運輸安全マネジメントの導入に伴う自動車運送事業関係法が一部改正する法律が施行され、事業経営者の安全確保義務が明確になりました。運送事業者様へ運輸安全マネジメントの導入から安全教育、内部監査に至るまでをトータルにサポートし、より質の高い安全をご提供いたします。

当センターで実施するトータルサポートは、つぎのとおりです。

導入支援	輸送の安全に伴う基本方針及び目標と計画の作成 安全管理・社員教育計画等の各種規定の策定
安全教育	各社の現状にマッチした研修教育カリキュラムの作成 新人ドライバー・事故惹起者研修等の各種安全教育の実施
内部監査	運輸安全マネジメントの実施状況に関する内部監査の実施 改善点については是正措置・予防措置を検証